

## 表中の用語の見方

- 「基準値案」：今回提案する暫定基準第2次案とする数値。ただし、「参考基準国」欄に「現行」と記載したものは、現行の基準を参考までに示したものであり、暫定基準案ではない。
- 「参考基準国」：「基準値案」に採用した参考基準の種別。「現行」は食品衛生法で現在定めている基準、「暫定」は過去に定められた暫定基準、「添加物」は食品添加物の使用基準、「登録」は登録保留基準、「薬事」は薬事法に基づく検出若しくは定量限界値、「飼安」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく検出若しくは定量限界値、「Codex」はコーデックス基準、「海外」は諸外国基準を採用したこと。
- 「残留基準」：食品衛生法で現在定めている基準
- 「登録保留基準」：農薬取締法で定めている登録保留基準
- 「薬事法」：動物用医薬品の承認時の検出若しくは定量限界値
- 「飼安法」：飼料添加物の指定時の検出若しくは定量限界値
- 「Codex」：コーデックス基準
- 「米国」：米国における残留基準
- 「豪州」：豪州における残留基準
- 「加国」：カナダにおける残留基準
- 「EU」：欧州連合における残留基準
- 「NZ」：ニュージーランドにおける残留基準
- 「類型」：説明文書の図に示す暫定基準設定の類型
- 「N.D.」：不検出
- 「」：検出限界値として設定された基準値